第９０号議案

第九十号議案

江戸川区体育施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十一月二十四日

提出者　江戸川区長　斉藤　猛

江戸川区体育施設条例の一部を改正する条例

江戸川区体育施設条例（昭和三十一年六月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表一に次のように加える。

江戸川区立東小岩運動場	同　東小岩二丁目先

付　則

（施行期日）

1　この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　江戸川区立東小岩運動場の利用手続その他利用のために必要な準備は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）

江戸川河川敷内に、江戸川区立東小岩運動場を体育施設として設置する必要があるので、本案を提出いたします。